

広報

はつらつ 長瀬



ながとろ

Public Relations Nagatoro

4

No.600



第23回公民館・ホームまつりが中央公民館で行われました。

大勢の方が来場し、各団体の舞台発表、講座参加者などによる作品展示や模擬店で、楽しいひと時を過ごしていました。

【3月10日】

平成25年4月1日発行

発行・編集／長瀬町役場 〒369-1392 埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上1035-1

<http://www.town.nagatoro.saitama.jp>

施政方針

長瀬町長 大澤芳夫

3月7日(木)に開会された第1回町議会定例会で、町長が新年度にあたっての町政運営に対する基本的な考え方や主要な施策などについて述べた施政方針の要旨をお知らせします。

生活環境の整備

交通体系の整備

町道の改良、舗装の修繕、側溝の敷設は、生活基盤整備の重要な役割を担うことから、積極的に進めます。

交通安全・防犯

交通事故の撲滅を目指して、各種交通安全推進団体と連携して交通安全の啓発活動を引き続き行います。また、通行危険箇所や交通事故の発生が懸念され

る箇所にガードレール、カーブミラー、道路照明灯を設置するなど、交通安全施設の整備に努めます。また、防犯パトロール

活動を行い、町民の皆様が安心して暮らすことのできる住みよい地域社会の実現を目指します。

住環境

町営住宅の適正な維持管理と塚越団地の長寿命化を図る改修工事を行います。また、震災に強いまちづくりを目指し、耐震診断を行った方に、費用を助成

する制度を新設します。さらに、住宅を取得する若者夫婦世帯等に対して、購入費用を助成する制度を新設します。

環境の保全

全域が県立長瀬玉淀自然公園に指定されている当町の恵まれた自然と美しい景観の保全に努めるとともに、町民参加による花いっぱい運動を展開し、地域景観を花と緑で美しく保ち、年間を通して花を楽しめる、美しいまちづくりを推進します。また、住宅用太陽光発電システムと高効率給湯器の設置世帯に対して購入費用を助成します。

危機管理

防災行政無線や消防自動車などの防災上重要な設備の維持管理と資機材の充実に努め、地域防災の中核として活動する消防

団の活性化に取り組みます。平成25年度は、埼玉県消防協会秩父支部の消防操法大会が開催されますので、この大会への出場機会を通して、消防団員の操法技術の向上と士気の高揚を図ります。また、自然災害に備え、非常食などを備蓄するとともに、防災訓練の実施や防災備品の整備を行う自主防災組織を支援します。

環境衛生の推進

春と秋に行う「ゴミゼロ運動」により地域美化清掃運動を引き続き実施するとともに、不法投棄パトロールを行います。また、生ゴミ処理機の購入補助をはじめ、アルミ缶などの有価物回収に奨励金を付与するなどとして、ゴミ排出量の抑制と資源化を図ります。また、下水道整備区域

外の地域で、個人設置型から市町村整備型へ浄化槽の切替えを促進する皆野・長瀬上下水道組合を支援します。

健康と福祉の向上

包括支援ケア

地域包括支援センターの充実を図り、高齢者や介助家族からの相談を受けたり、介護に必要な情報を提供したりするとともに、介護保険サービスの充実、医療機関との連携や公的サービス以外の社会資源の活用などを含む地域包括ケアを推進します。

障がい者福祉

高齢者と障がい者の複合型共生施設を整備し、障がい者の就労支援や日常活動、高齢者の介護予防や交流を促進します。

児童福祉

就学前の子どもの激減しており、少子化対策が最も重要な課題であることから、「次世代育成支援行動計画」に基づき、子育てをされる方を総合的に支援します。保育料を据え置き、子育てにかかる保護者の経済的負担を軽減します。また、子育て中の保護者が孤立することの無いよう、子育て支援センターの機能を拡充させ、子育て総合窓口の設置や子育て相談、子育て訪問事業を実施します。さらに、中学校卒業前までの子どもを養育する保護者に対し、児童手当を支給します。

「生活環境の整備」主な事業

事業名	金額
防災無線維持管理事業	264万9千円
消防防施設維持管理事業	427万9千円
道路新設改良事業	8,181万円
交通安全施設整備事業	200万円
非常備消防事業	1,266万1千円
廃棄物一般事業	256万円
温暖化対策事業	155万円
下水処理事業	2億8,228万9千円
し尿処理事業	4,654万3千円
浄化槽設置整備事業	877万7千円
定住促進対策事業	400万円
住宅管理事業	1,202万7千円
耐震改修促進事業	50万円
町営住宅長寿命化改善事業	890万円

「健康と福祉の向上」主な事業

事業名	金額
心身障害者等補助事業	1,045万7千円
障害者自立支援給付費事業	1億2,193万3千円
児童保育事業	1億3,239万円
児童虐待防止推進事業	195万1千円
児童手当事業	1億2,015万9千円
放課後児童クラブ事業	1,608万1千円
成人健康推進事業	929万6千円
予防接種事業	1,246万5千円
子宮頸がん等予防ワクチン接種緊急促進事業	646万7千円
重度心身障害者医療費支給事業	1,700万1千円
こども医療費支給事業	1,889万8千円
国民健康保険事業	7,941万8千円
介護保険事業	9,496万円
後期高齢者医療事業	1億566万円
在宅福祉事業	279万2千円
老人保護措置事業	653万8千円
ひとり親家庭等医療費支給事業	233万8千円
母子保健事業	804万6千円

「産業の振興」主な事業

事業名	金額
観光施設管理事業	626万5千円
インフォメーション事業	380万2千円
花いっぱい推進事業	123万1千円
緑の村管理事業	1,091万5千円
桜管理事業	100万円
農業振興対策事業	221万円
住宅リフォーム等資金援助事業	80万円
林道管理事業	109万1千円
宝登山枯損木等除伐再生事業	525万円

「教育の充実」主な事業

事業名	金額
学校コンピュータ整備事業	677万9千円
学校施設等改修事業	341万9千円
特別支援教育学校支援員事業	529万5千円
小中学校入学祝金支給事業	275万円
小・中学校施設管理事業	1,827万5千円
総合グラウンド整備事業	984万5千円
旧新井家住宅・郷土資料館事業	390万2千円
学校給食施設維持管理事業	3,844万4千円

「町民と行政の協働」主な事業

事業名	金額
広報紙発行事業	258万2千円
区長会事業	626万5千円
ちちぶ定住自立圏事業	1,540万円
固定資産鑑定評価事業	444万9千円

■支払手続きの簡素化

こども医療、ひとり親家庭等医療、重度心身障害者医療の福祉3医療制度の秩父郡市内における医療機関等での窓口払いを廃止します。

■健康づくり

少子化対策として、不妊治療に要した費用の一部を補助する制度を新設します。また、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用・高齢者肺炎球菌ワクチン、インフルエンザワクチンの予防接種費用、40歳以上の国民健康保険加入者と後期高齢者医療保険加入者を対象とする人間ドックの受診費用、それぞれに対し助成します。さらに、高齢者が足を運びやすい地区公会堂などを会場として、運動機能を保つための運動教室、頭を

使ったゲームを通して脳の活性化を図る「脳トレ塾」を開催します。

■地域保健福祉

民生委員を軸として地域での見守りや繋がりを支援していくとともに、社会福祉協議会との連携を図りながら地域保健福祉活動を推進します。

産業の振興

■農林業

近年多発している有害鳥獣による農産物の被害を最小限に抑えるため、防護施設設置の奨励や有害鳥獣の捕獲を実施します。

■商工業

町内事業者を使い住宅リフォームを行った際に、その費用を助成する制度を新設します。

■観光

国や県の助成制度を積極的に活用し、観光資源の開発や新たな観光商品を発売してイメージブランドを確立し、観光地として更なる魅力アップを図ります。また、観光協会を引き続き支援するとともに、連携を密にし、きめ細かい情報発信や観光宣伝イベントを通じて、外国人を含めた観光客の誘客を図ります。

教育の充実

■学校

授業時数の確保のため、学期に1回程度の土曜授業を実施し、学力向上に努めます。また、保護者負担の軽減を図るため、私立幼稚園への就園奨励費の助成を引き続き行うとともに、就学児童・生徒を持つ経済的に恵ま

れない家庭に対しても資金援助を行います。さらに、児童の安全・安心を図るため、町民ボランティアによる学校パトロールを行うとともに、学校遊具施設の補修と学校給食センターの厨房機器の整備を行います。

■青少年育成

「青少年健全育成成長圏町民会議」を核に、町ぐるみであいさつ運動を展開していくとともに、次代を担う青少年の健全育成を図るため、関係機関と連携した地域ぐるみの取組を推進します。

■生涯学習

町民の自主的、創造的な文化活動を育成支援するため、文化団体への活動支援や、文化展、公民館・ホームまつりなど、活動成果の発表の場と利用者同士の交流の機会を提供します。

■人権尊重

人権問題に対する理解と認識を深めるため、教職員を対象にした研修会の開催をはじめ、児童・生徒を対象とした学校人権教育、町民を対象とした社会人権教育の充実に努めます。

■スポーツ振興

総合グラウンド管理棟トイレの改修工事、グラウンドバックネットの補修工事を実施します。

町民と行政の協働

■住民の参画

毎月2回金曜日の夜間と、毎月最終日曜日に行っている窓口

業務の開庁を引き続き実施します。また、まちづくりの主役である町民皆様の声を聞き、町政に反映させる制度の充実、各種委員の公募や女性の積極的な登用、審議会などの会議の公開を引き続き行います。

■コミュニティ育成

心豊かでふれあいのある住みよい地域社会を築くことを目的に活動する「コミュニティ協議会」を支援します。また、地域振興対策事業補助制度を活用して各行政区が行う環境整備事業を助成します。

■広域行政

定住自立圏構想に基づき、観光や環境分野を重点に置きつつ、各分野で地域振興事業を実施します。

地方行政を取り巻く環境は、依然として厳しく、財源の確保と歳出の削減に、不断の努力を怠ることなく臨みます。また、目まぐるしく変化する社会情勢には、創意と工夫を凝らして対処し、住民サービスにつなげていきます。



平成25年度長瀬町一般会計予算など26議案を可決

3月7日(木)、8日(金)に平成25年第1回長瀬町議会定例会が開催されました。町長提出議案24件、議員発議案2件が審議され、いずれも原案のとおり可決されました。また、6名の議員が町政に対する一般質問を行いました。

議案の内容

■町長提出議案

- ◇長瀬町新型インフルエンザ等対策本部条例
新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、町に新型インフルエンザ等対策本部を設置するため、制定するものです。
- ◇長瀬町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例
- ◇長瀬町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- ◇長瀬町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- ◇長瀬町道路の構造の技術的基準等を定める条例
- ◇長瀬町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例
- ◇長瀬町営住宅条例の一部を改正する条例
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律などの施行に伴い、制定又は改正を行うものです。
- ◇地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例
- ◇証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例
地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。
- ◇障害者自立支援法の題名改称に伴う関係条例の整理に関する条例
障害者自立支援法の題名が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改称することに伴い、所要の改正を行うものです。
- ◇長瀬町スポーツ振興条例及び特別職の委員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例
スポーツ基本法の施行に伴い、所要の改正を行うものです。
- ◇職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
勤務1時間当たりの給与額の算出方法について、所要の改正を行うものです。
- ◇長瀬町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
道路法施行令の一部改正により、所要の改正を行うものです。
- ◇平成24年度長瀬町一般会計補正予算(第5号)
歳入歳出予算の総額に6,472万9千円を追加し、予算の総額を32億7,548万1千円とするものです。
- ◇平成24年度長瀬町国民健康保険特別会計

補正予算(第2号)

- 歳入歳出予算の総額に1,683万8千円を追加し、予算の総額を10億2,586万5千円とするものです。
- ◇平成24年度長瀬町介護保険特別会計補正予算(第2号)
歳入歳出予算の総額に465万4千円を追加し、予算の総額を6億4,915万1千円とするものです。
- ◇平成25年度長瀬町一般会計予算
- ◇平成25年度長瀬町国民健康保険特別会計予算
- ◇平成25年度長瀬町介護保険特別会計予算
平成25年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算
新年度予算を決定するものです。予算の概要は、5ページに掲載しています。
- ◇埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
埼玉県市町村総合事務組合から2組合を脱退させることについて協議するためのものです。
- ◇埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について
埼玉県市町村総合事務組合に2組合を加えさせること並びに組合規約を変更することについて協議するためのものです。
- ◇長瀬町道路線の認定について
- ◇長瀬町道路線の変更について
風布地内の路線を認定、変更するものです。

■議員発議案

- ◇長瀬町議会委員会条例の一部を改正する条例
- ◇長瀬町議会会議規則の一部を改正する規則
地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

ふるさと長瀬応援寄附

「ふるさと長瀬応援寄附」について、ホームページや広報紙でPRし寄附を募ったところ、7名の方から総額51万円のご寄附をいただきました。ご寄附をいただいた皆様へ、厚くお礼申し上げます。この寄附金は、ご寄附いただきました皆様のご意志を反映し、次に掲げる平成25年度の事業に活用させていただきます。

快適な環境と安心して暮らせるまちづくり事業	道路維持管理事業	6万円
健康で生きがいのあるまちづくり事業	子育て支援事業	22万円
活力ある産業を育てるまちづくり事業	花いっぱい推進事業	23万円

※氏名・寄附金額公表の了承をいただいた方 五十嵐春治 様 2万円、川崎学 様 1万円

問合せ 総務課企画財政担当 ☎66・3111 内線221

平成25年度当初予算の概要

町民とともに進める
まちづくり

一般会計

30億1,159万8千円（前年度比 + 4.0%）

当町のまちづくりの基本となる、平成25年度の当初予算が3月定例議会で決まりました。

一般会計の予算額は、30億1,159万8千円で、前年度と比較すると、1億1,481万1千円（4.0%）の増額となりました。

今年度予算は、国・県支出金が増加したものの、地方譲与税などの減収が見込まれる厳しい財政状況の中、一般行政経費の見直しと削減を図りつつ、限られた財源を効果的に配分する「枠配分方式」により、必要な事業に重点的かつ効率的な予算配分を行いました。

◎歳出

民生費	7億8,378万1千円(26.0%)
社会福祉、障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉のために使われる経費	
総務費	7億3,832万円(24.5%)
人件費、庁舎や財産の維持管理、戸籍管理、税金の徴収、選挙などに使われる経費	
衛生費	4億9,338万9千円(16.4%)
保健事業、環境衛生のために使われる経費	
公債費	2億9,738万4千円(9.9%)
道路や学校などの整備のために借入れたお金を償還するための経費	
教育費	2億8,414万7千円(9.4%)
学校教育、社会教育、社会体育のために使われる経費	
消防費	1億5,208万5千円(5.0%)
消防活動、防災対策のために使われる経費	
土木費	1億4,023万5千円(4.7%)
町道の新設、改良、補修や町営住宅の維持管理のために使われる経費	
議会費	4,528万1千円(1.5%)
議会の運営のために使われる経費	
農林水産業費	4,098万5千円(1.4%)
農林業の振興のために使われる経費	
商工費	3,017万1千円(1.0%)
商工業の振興、観光事業のために使われる経費	
その他	582万円(0.2%)

◎歳入

自主財源	41.8%	町税	8億4,061万1千円(27.9%)
		皆さんに納めていただく税金で、町民税、固定資産税、軽自動車税など	
		繰入金	2億4,514万6千円(8.1%)
		町の貯金にあたる財政調整基金などから繰り入れるもの	
依存財源	58.2%	繰越金	5,000万円(1.7%)
		前年度からの繰越金	
		その他	1億2,404万8千円(4.1%)
		地方交付税	10億500万円(33.4%)
		町税で賄いきれない財源を補うために国から交付されるもの	
		町債	2億6,990万円(9.0%)
	建設事業の財源に充てるため借り入れるもの		
		国庫支出金	1億8,777万1千円(6.2%)
	特定の事務事業に対し、国から交付されるもの		
		県支出金	1億6,922万1千円(5.6%)
	特定の事務事業に対し、県から交付されるもの		
		その他	1億1,990万1千円(4.0%)

() 内は構成比

※事業の執行にあたっては、限られたお金を有効に使い、町民生活の向上を図り、効率的な行財政運営に努めてまいります。

【自主財源と依存財源】…町が自主的に収入できる財源を自主財源といい、国や県の制度により定められた額が交付されたり、割り当てられたりする収入を依存財源といいます。

特別会計

国民健康保険特別会計
9億2,536万4千円
(前年度比 △2.3%)

介護保険特別会計
6億6,445万円
(前年度比 +7.6%)

後期高齢者医療特別会計
8,564万5千円
(前年度比 +1.7%)

問合せ 総務課企画財政担当 ☎66・3111 内線221

秩父郡市郷土かるた大会

第19回秩父郡市郷土かるた大会が、長瀬町中央公民館で開催されました。当日は、町大会の上位4チームが参加して熱戦を繰り広げました。個人戦は決勝に栗山椋君が出場しましたが、準優勝でした。団体戦には、一支部・二支部・六支部・上三区が出場し、六支部が準優勝、二支部が第3位に入賞しました。 【2月10日】

個人戦出場者 石原 凛・梶野麻依・山口瑠大



写真は、前列左から 浅見青空・栗山 椋
後列左から 野本佳穂・小瀧楓華・柊原里佳子

スポーツ賞授与式



金賞受賞者一同

平成24年度長瀬町スポーツ賞授与式が、受賞者46名が参加し、中央公民館で開催されました。金賞には、個人19名と5団体、銀賞は個人4名と5団体が選ばれました。

式典最後には、受賞者を代表して功労賞受賞の大沢貴之氏（空手道スポーツ少年団）よりお礼の言葉を述べられました。

【3月9日】

指定有料ごみ袋を支給します

子育て家庭の応援、少子高齢化対策として、紙おむつ排出用ごみ袋（指定有料ごみ袋）を支給します。

◆対象者

- ・0歳から3歳の誕生日までの乳幼児
- ・町の「紙おむつ支給事業」の対象者

◆支給枚数

1人につき可燃ごみ20ℓ袋（中型）を1か月5枚、年間60枚
※申請月からの支給になりますので、4月中にお越しください。

◆配付方法

- ・健康福祉課窓口で配付します。
- ・乳幼児での対象の方は、世代間交流支援センター「ひのくち館」でも配付します。（ひのくち館は午前中のみ）

◆持参するもの

乳幼児での対象の方は、町から配付された支給カードをお持ちください。

※優待カードとごみ袋を同時に受給していただくと、ごみ袋の支給カードで対象者の確認ができますので、ご一緒にお済ませください。

子育て家庭優待制度 「パパ・ママ応援ショップ優待カード」

中学生までのお子さんや妊娠中の方がいるご家庭を対象に、地域、企業、行政が一体になって子育て家庭を応援する、子育て家庭優待制度「パパ・ママ応援ショップ」事業を実施しています。

現在、県内1,000店舗を超える協賛店で利用でき、「優待カード」を提示すると、代金の割引やポイントの加点などの特典が受けられます。

現在お持ちの優待カードの有効期限は、3月31日(日)までです。次により配付します。

対象者

中学生までのお子さんがある家庭、妊娠中の方がいる家庭

配付方法

町内各保育園、幼稚園、小・中学校に通っているご家庭には、4月中旬に保育園、幼稚園、小・中学校を通して配付します。
その他の方は、健康福祉課窓口、世代間交流支援センター「ひのくち館」で配付します。（ひのくち館は午前中のみ）

※配付の際は、お子さんの年齢が確認できるもの（母子健康手帳など）をご持参ください。

問合せ 健康福祉課福祉担当 ☎66・3111 内線132、133

森林の土地の所有者となった方は町に届け出が必要です

森林法が改正され、新たに森林の土地の所有者となった旨の届出制度が設けられました。

届出の対象となる森林

県が作成した地域森林計画の対象となっている森林（登記上の地目で無いことに注意）で、面積が小さくても届出の対象となります。

※届出の対象森林かどうかは、地域整備観光課産業観光担当で確認できます。

※国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出をした場合は必要ありません。

届出の原因

新たに森林の土地所有者となった原因は、売買、相続、贈与、遺贈、交換、無償譲渡、法人の買収や合併などいかなる事由も届出の対象となります。

届出の義務者

個人又は地方公共団体を含む法人

届出の提出期限

新たに、土地の所有者となった日から90日以内に土地の存する町長に届出をする必要があります。

届出書類

森林の土地の所有者届出書

届出書の添付書類

- ・所有権の取得が分かる書類：登記事項証明書、売買契約書、相続分割協議の目録等が必要になります。（写しも可）
- ・位置図（大まかな位置の分かるもの）

問合せ 地域整備観光課産業観光担当 ☎66・3111 内線233

浄化槽市町村整備型事業指定工事店のお知らせ

皆野・長瀬上下水道組合では、清潔で快適な生活環境の実現と美しい水環境を保全するため、公共下水道の整備を進めています。4月1日(月)から下水道区域以外の地域でも合併浄化槽の整備を実施することとなり、公共下水道整備計画区域外の地域で、浄化槽の新規設置や単独浄化槽などから転換する場合、組合が設置・維持管理をする市町村整備型事業となります。申込みの手続きは下記の指定工事店に依頼してください。

浄化槽市町村整備型事業指定工事店一覧

工事店名	電話番号	工事店名	電話番号
シンテック(株)	66・0457	黒澤窯業(有)	62・0152
(有)浅見管工	65・0536	(有)高橋工務店	66・1118
(株)一志工業	66・3043	(株)岡田工務店	62・3236
(株)中村工務店	62・0458	(有)長瀬土木	66・2487
町田鉄工所	62・0304	(有)秩北給排水サービス	66・2211
(有)新井水道設備	62・4525	樋口水道設備	66・2035
(有)黒澤鉄工所	62・0126	高田電気興業	66・2605
(有)河内電設	62・0754	(有)伊藤衛生社	62・0528
(株)ヒマワリ建設	66・3061	(有)黒澤水道設備（皆野支店）	62・4686
金室住宅設備工事店	62・5395	添田設備	66・1693

問合せ 皆野・長瀬上下水道組合（長瀬浄化センター内）☎66・0747

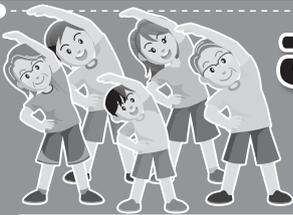
埼玉県水源地域保全条例により

水源地域における森林の土地取引に事前届出が必要になりました

将来にわたり、水源地域を保全し水の供給源としての水源地域の機能の維持等を図る目的で、水源地域内の土地の所有権等の移転などについて条例が定められました。

届出対象	県が指定した水源地域内の森林で地目が山林・原野・保安林の売買、贈与、地上権の設定など（相続は対象外です）
届出者	土地所有者など土地に関する権利をお持ちの方
届出時期	土地売買等の契約を締結しようとする30日前まで
届出先	最寄りの県林務関係機関
記載内容	当事者の氏名、住所、土地の所在地・面積・利用目的など
適用除外	国、地方公共団体、森林整備法人への権利の移転の場合は届出不要です

問合せ 県秩父農林振興センター ☎24・7215



こちら 健康コーナー です

問合せ 健康福祉課健康担当 ☎66・3111 内線134、135

平成25年4月1日(月)から予防接種法が変わります

各予防接種とも下線部が変更内容です。

1. ヒブワクチン・肺炎球菌ワクチン・子宮頸がんワクチンが定期接種になります。
任意接種（希望者が接種）から定期接種（対象者は受けるよう努める）に変更になります。
接種方法等は任意接種時と変更はありませんが、下の表を見て確認してください。

種別	接種対象年齢	標準的な接種年齢	ワクチン	接種回数	接種方法	予約方法
ヒブ	生後2か月以上5歳に至るまで（5歳の誕生日前日まで）	・初回接種開始：生後2か月以上7か月未満 ・追加接種：初回最終回から7か月以降13か月未満	不活化ワクチン	接種開始月齢により回数が異なる 2か月以上7か月未満：計4回 7か月以上1歳未満：計3回 1歳以上5歳未満：計1回	医療機関で個別接種	指定医療機関に予約
肺炎球菌	生後2か月以上5歳に至るまで（5歳の誕生日前日まで）	・初回接種開始：生後2か月以上7か月未満 ・追加接種は生後12か月以降15か月未満		接種開始月齢により回数が異なる 2か月以上7か月未満：計4回 7か月以上1歳未満：計3回 1歳以上2歳未満：計2回 2歳以上5歳未満：計1回		
子宮頸がん	小学校6年生から高校1年生の女子	中学1年生 *中学1年生に中学校を通じて予診票を配付する予定		計3回 *ワクチンが2種類あり、使用ワクチンにより接種間隔が異なる *詳細は対象者に配付する説明書をご覧ください		

*ヒブ・肺炎球菌の予診票は、接種開始年齢により必要枚数が異なるため、役場健康福祉課で配付します。

2. その他の予防接種

- 1) BCGの接種対象月齢が変わります。対象者には赤ちゃん訪問でご説明します。
変更前：出生直後から6か月未満
変更後：生後1歳未満 *標準的な接種期間は生後5か月以上8か月未満
- 2) 日本脳炎の積極的勧奨年齢が拡大されます。対象者には個別に通知します。
第2期の接種対象：高校3年生（平成7年4月2日～平成8年4月1日生）
- 3) 不活化ポリオの追加接種が平成24年10月23日より定期接種になりました。
平成25年度に追加接種対象になる方には、予診票を郵送します。

定期予防接種は、接種対象年齢内に定められた接種間隔で接種した場合が対象となります。規定接種間隔外で接種した場合、任意接種（予防接種健康被害救済制度や費用補助の対象外）となる場合がありますので、ご注意ください。

体調不良等特別な事情により接種出来なかった場合は、予診票の余白に接種出来なかった理由をご記入のうえ、接種医にご相談ください。



福祉タクシー券給付

在宅で重度の障害がある方に、県内のタクシー利用に限り、初乗分の運賃を町で補助する福祉タクシー券を給付します。通院などにご利用ください。

なお、対象者は以下の通りですが、心身障害者自動車等燃料費の給付を受けている場合は福祉タクシー券の利用は出来ません。

対象者 在宅で身体障害者手帳1・2級、又は療育手帳①・Aの方
給付枚数 年間24枚
持参品 身体障害者手帳又は療育手帳、印鑑

※前年度分の利用券の残券は使用できませんので、健康福祉課福祉担当へお返しくください。

更生相談

身体障害者の更生援護に必要な専門的な知識・技術についての相談及び指導を実施しています。補装具の処方及び適合判定、施設入所の判定、その他医療相談を無料で受けることができます。

- ・ 耳の障害の相談 4月25日(木)
 - ・ 熊谷児童相談所
 - ・ 手足・体の障害の相談 5月16日(木)
 - ・ 秩父福祉事務所
- ※予約制ですので、早めに健康福祉課へご連絡ください。

問合せ

健康福祉課
福祉担当
☎66・3111
内線132、133
FAX 66・3564

くらしの 情報

募集

◆ホストファミリー

ワンナイトステイ事業（1泊2日）として、外国人の日本語教師を受け入れていただけるご家庭（ホストファミリー）を募集しています。

対象日	申込期限
6月 8日(土)～ 9日(日)	4月15日(月)
7月27日(土)～28日(日)	6月14日(金)
8月10日(土)～11日(日)	6月28日(金)

問合せ 総務課自治振興担当
☎66・3111 内線215

◆スポーツ少年団新団員

町スポーツ少年団では、新団員を募集します。対象は、小学生から高校生です。（高校生は一部の団体のみ）

入団希望の方は、次の団体代表者へ連絡をお願いします。

・長瀬ジャイアンツスポーツ少年団（野球）

小島 博明 ☎66・1110

・長瀬町空手道スポーツ少年団

平 和也 ☎66・0110

・修心館剣道スポーツ少年団

小笠原 正人 ☎66・3435

・FC長瀬スポーツ少年団（サッカー）

四方田 美德 ☎66・2790

・長瀬ミニバスケットボールクラブ
スポーツ少年団

櫻井 徹 ☎66・3070

・長瀬スターズソフトボールスポーツ少年団

大野 智弘 ☎66・3194

問合せ 中央公民館

☎66・1800

◆第33回はつつ長瀬ゴルフ大会

と き 5月6日（月・祝）

場 所 埼玉長瀬ゴルフ倶楽部

対 象 者 町内在住在勤者及び
当町関係者

参 加 費 2,500円

プレー費 8,000円（昼食代込）

競技方法 新ペリア方式

申込期限 4月21日(日)

申込み・問合せ

ゴルフ大会事務局

（黒沢ガラス店）

☎66・3246

◆生徒・児童の走り方教室

走り方の基礎ができていない方のために、基本を指導します。運動会に向けてのタイムアップ向上を目指しましょう。

日 時 4月13日、20日、27日
（いずれも土曜日）
午前9時30分～11時30分

場 所 長瀬第一小学校校庭

定 員 先着30名

講 師 村田徹也氏（スポーツ少年団
本部長）ほか

費 用 無料

持ち物 運動靴、タオル、飲料水

申込み 4月3日(水)以降に、中央公民館窓口で受付けます。

問合せ 中央公民館

☎66・1800

お知らせ

◆スポーツ安全保険

スポーツ、文化、ボランティア、地域、指導活動などを行なう5人以上のアマチュア団体が加入できます。

加入希望の団体は、郵便局又はインターネット（<http://www.sportsanzen.org>）でお申し込みください。

申込用紙は、中央公民館及び教育委員会（役場3階）でお配りします。

問合せ 中央公民館

☎66・1800

◆コミュニティ（仲間）にとけ込み生活に失敗しない方法がわかるセミナー&相談会

日 時 4月14日(日)

午後1時30分～4時

場 所 ヤオコー上野町店

内 容 ①知って得するご近所付き合いと家づくりの方法

②住んで良かったと思える土地の見つけ方

③今、考えたり、困っている事相談会

費 用 無料

問合せ (社)埼玉県建築士事務所協会

秩父支部 廣瀬・荻谷

☎22・1792

◆らくご人形劇公演

子どもの情操教育に、日本の古典芸能である落語を子どもたちに親しみやすい人形劇で演じ、大人も子どもも一緒に楽しめる演目をお届けします。

日 時 4月20日(土)

午前11時～正午

午後1時30分～2時30分

（2回公演）

場 所 ムクゲ自然公園 文芸館

内 容 らくご人形劇「あたまやま」
腹話術「ねずみのチュー吉」

対 象 者 3歳から大人まで

募集人数 80～100名

費 用 3歳以上 前売券500円
当日券700円

（3歳未満入場無料）

問 合 せ 劇団にんぎょう畑 川田

☎75・2032

◆「森は歌う 七色の声で...」

笛奏者 オマトタツロウ コンサート

日 時 5月5日(日) 午後1時～

場 所 花の森音楽堂（ムクゲ自然公園内）

費 用 大 人 2,000円

小中学生 500円

幼児以下 無料

問合せ 花の森こども園

☎62・4545

掲 示 板

埼玉西武ライオンズ感謝デー

埼玉西武ライオンズでは、長瀬町に在住、在勤、在学の皆さまを対象とした感謝デーを実施し、地域限定の割引入場券を感謝価格でご提供します。

日 時 5月6日（月・祝）午後1時試合開始
（午前10時に入場券販売開始予定）

と ころ 西武ドーム（内野指定席C）

対戦相手 北海道日本ハムファイターズ

費 用 1,200円（1・3塁選択可、大人・子ども共通）

購入方法 西武ドームチケットセンター窓口又はライオンズストアにて、長瀬町に在住・在勤・在学とわかるもの（免許証、社員証、学生証など）をご提示ください。

問合せ 埼玉西武ライオンズインフォメーションセンター

☎0570・01・1950

午前10時～午後6時（土・日曜日、祝日を除く）



給付年金コーナー

国民年金保険料が後払いできる

学生納付特例制度

学生の皆さんも、20歳になったら、必ず国民年金に加入し、保険料を納めることが法律で義務付けられています。しかし、学生本人の収入が一定額以下のときには、申請により保険料の納付が猶予される学生納付特例制度があります。

申請手続き

申請先 秩父年金事務所又は役場町民課

持ち物 学生証、印鑑、年金手帳

前年度に学生納付特例が承認され、翌年度も引き続き同一の学校に在学される方には、日本年金機構から申請書（はがき形式）が送られます。翌年度の手続きは、その申請書に必要な事項を記入して、日本年金機構埼玉事務センターへ提出するだけです。

※在学する学校などが変わった方は、はがき形式の申請書では申請を行えませんので、改めて窓口で申請してください。

対象になる学生

大学（大学院）、短大、高等学校、専修学校及び各種学校（※1）などに在学する20歳以上の学生（※2）が対象です。本人の前年所得が118万円を超えると、この特例の対象になりません。（学生に扶養親族がいる場合、限度額は引き上げられます。）

（※1）各種学校の対象は、学校教育法に規定される各種学校（修業年限1年以上）です。また、文部科学大臣が指定した課程の海外大学（日本分校）の学生の方も含まれます。

（※2）夜間・定時制課程や通信課程の方も含まれます。

申請して認められると

この特例の対象期間は、年金額には反映されませんが、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されます。また、事故や病気で障害が残った場合に、障害基礎年金が支給されます。死亡の場合は、遺族（「子のある妻」と「子」）に遺族基礎年金が支給されます。

学生納付特例期間の保険料は、10年以内であれば、申出により追納することができます。追納する保険料の額は、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乘せられます。

問合せ 秩父年金事務所 ☎27・6559

国民健康保険の手続き（届出）を忘れずに

次に該当する場合14日以内の届け出が必要です。

○国民健康保険加入者の方が、就職し職場の健康保険に加入したときや扶養認定されたとき（職場の健康保険証・国民健康保険証・印鑑持参）

○他の市町村に住所を異動するとき（国民健康保険証・顔写真入りの本人確認ができるもの（運転免許証など）・印鑑持参）

○職場を退職し国民健康保険に加入するとき（健康保険資格喪失連絡票・顔写真入りの本人確認ができるもの（運転免許証など）・印鑑持参）

※60歳未満の方は年金手帳も一緒にお持ちください。また65歳未満で年金受給者の方が国民健康保険に加入する際には、年金証書もお持ちください。

※新しい保険証を受けとり後、医療機関等を受診の際は必ず新しい保険証を提示してください。

※国民健康保険の資格がないにもかかわらず、保険証を使用して受診した場合、町へ医療費の返還をしていただくこととなりますので、ご注意ください。

問合せ 町民課給付担当 ☎66・3111 内線123

今月の 介護保険料

■特別徴収（平成25年度第1期） ※今月支給される年金から天引きされます。

■普通徴収（平成24年度随時第2期） ※納期限は4月30日(火)です。

※口座振替をご利用の方は4月26日(金)が振替日となりますので、残高をご確認ください。

※介護保険料（普通徴収）の納め忘れはありませんか。介護保険料を滞納すると、滞納期間に応じて保険給付の制限を受ける場合があります。介護サービスが必要となったときに安心してサービスを利用できるよう、保険料の納付にご協力をお願いします。

問合せ 健康福祉課介護保険担当 ☎66・3111 内線124

紙おむつを支給します

●対象となる方

町内に住んでいて、常におむつを必要とする在宅の方で、次のいずれかに該当する町民税非課税の方

◎40歳以上の要介護認定を受けている方で、区分が要介護3以上に認定された方

◎身体障害者手帳の交付を受けている方で、肢体不自由で1・2級の方か、ぼうこう直腸機能障害がある3歳以上の方

◎療育手帳の交付を受けている方で、㊤・Aの障害がある3歳以上の方

●申請

紙おむつの支給を希望される方は、健康福祉課に申請してください。

※既に紙おむつの支給を受けている方は、申請の必要はありませんが、ごみ袋の支給については申請が必要です。

●支給方法

紙おむつの支給は、町が委託した業者が各家庭に配達します。また、紙おむつの支給は1か月あたり3,150円相当分が支給の限度となりますので、その金額を超える場合は、自己負担となります。

問合せ 健康福祉課地域包括支援センター ☎66・3111 内線127、128

ジェネリック医薬品使用促進のための「差額通知」を送付します

医療費削減のため、国民健康保険被保険者を対象に「ジェネリック医薬品差額通知」を送付します。ジェネリック医薬品に切り替えることで、自己負担額が安くなることはもちろん、町国民健康保険全体の医療費削減にもなります。通知が届いた方は、ジェネリック医薬品への切り替えをご検討ください。

●差額通知とは…

現在処方されている先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合、薬剤費の自己負担額がどのくらい軽減できるかをお知らせする通知です。

●通知対象者

生活習慣病などで薬を服用されている被保険者の方で、ジェネリック医薬品に切り替えた場合、一定額以上薬代の軽減が見込まれる方を対象とします。

問合せ ジェネリック医薬品コールセンター ☎0120・53・0006
受付時間 午前9時から午後5時まで（土・日曜日、祝日を除く）

岩置作品抄

長瀬町俳句会・二月例会

日溜りに寝そべる猫の春迎う
本野上 若林 満義
梅三分猪除けのあるなぞえ畑
本野上 加藤 豊子
春の野に遊ぶ児の靴泥だらけ
長瀬 五十嵐元克
宝登山の臘梅の香よ鐘にのり
本野上 飯島とり子
隕石やこれはたまげた北の春
長瀬 大森 貞子
陽をあびて輝く銀の霜落ちる
本野上 大塚 安子
なじみの店すでに無き街返る
岩田 野村 若太
頬被りして樹木医の松注射
井戸 常木 周三
小豆粥孫に謂れを聞かれけり
井戸 中村 金石

初咲きの紅梅二つ揃いけり
本野上 浅見ハルエ
臘梅のみなうつむいて咲きにけり
岩田 野村 静夫
郵便の来しかと立ちぬ春炬燵
井戸 青木 光子
紙難折る老いの手や施設の灯
野上下郷 山本 令子
……………
一般投稿
……………
春の雪解け一時の散歩する
長瀬 戸田ミチ子
春の野によちよち歩く児の笑顔
長瀬 大前 英俊
さくらもち食べずぐにさとられて
長瀬 川辺みどり
星見れば月も輝く詣り
長瀬 大澤 光久
豆をまき昔話に夜がふける
本野上 近藤 キヨ



人のうごき

平成25年3月1日現在（前月比）

2月中の届出

人口	7,685人 (+1)	転入	17人
男	3,749人 (+5)	転出	13人
女	3,936人 (-4)	出生	3人 (男2人・女1人)
世帯数	2,871戸 (+21)	死亡	6人 (男3人・女3人)

安心して住める 医療環境を守りましょう

救急医療や産科医療は昼夜を問わない過酷な医療現場であり、そこに携わる医師・看護師などの医療スタッフが厳しい勤務環境の中で対応しています。

こうした中で、医療体制の維持が困難になっている地域もあり、秩父地域も例外ではありません。秩父地域でも、病院や診療所の努力により厳しい状況の中で医療体制が維持されています。

全国的にコンビニ受診や、妊婦健診を受けずに出産するといったことが問題になっていますが、医療体制の維持のためには、住民一人ひとりが救急医療や産科医療を正しく理解し、適正に利用するという心がけと協力も必要です。

みんなで心がけて、秩父地域の医療を守りましょう

- 「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」を持ちましょう
- なるべく身近な医療機関を通常の診療時間内に受診しましょう
- 妊娠中は妊婦健診を受けましょう
- 感謝の気持ちを持って受診しましょう



◆秩父地域の救急医療体制

初期救急医療体制と第二次救急医療体制が整備されています。

◆初期救急医療体制とは

外来で対処できる比較的軽症の救急患者さんに対応するもので、秩父都市医師会が運営する休日診療所と在宅当番医制や平日夜間小児初期救急があります。

◆第二次救急医療体制とは

夜間や休日に急病やケガで入院治療が必要になる場合に対応するもので、現在、秩父地域内の3病院が輪番制で受け持っています。

※詳しくは広報や町ホームページ、秩父都市医師会ホームページに掲載されています。

秩父地域で分娩ができる医療機関

現在、秩父地域内では1診療所のみとなっています。分娩ができる近隣の医療機関については下記までお問い合わせください。

問合せ 健康福祉課健康担当 ☎66・3111 内線136

休日急患当番医表

とき	当番医	所在地	電話番号
4月7日	医師会休日診療所 (内・小) 荒船医院 (内・外) ※秩父市立病院	熊木町 横瀬町 桜木町	☎23-8561 ☎24-0160 ☎23-0611
4月14日	医師会休日診療所 (内・小) 小鹿野中央病院 (内・外・整形) 皆野病院	熊木町 小鹿野町 皆野町	☎23-8561 ☎75-2332 ☎62-6300
4月21日	医師会休日診療所 (内・小) 石塚クリニック (内・呼) 皆野病院	熊大町 野原町 皆野町	☎23-8561 ☎22-6122 ☎62-6300
4月28日	医師会休日診療所 (内・小) 石塚内科胃腸科医院 (内・胃) ※秩父病院	熊木町 下影森町 和泉町	☎23-8561 ☎24-5010 ☎22-3022
4月29日	医師会休日診療所 (内・小) 片田医院 (外・内) 皆野病院	熊木町 下影森町 皆野町	☎23-8561 ☎22-1801 ☎62-6300
5月3日	医師会休日診療所 (内・小) あさひ診療所 (内・外) ※秩父市立病院	熊木町 本町 桜木町	☎23-8561 ☎21-5001 ☎23-0611
5月4日	医師会休日診療所 (内・小) 健生堂医院 (外・内) ※秩父病院	熊木町 東町 和泉町	☎23-8561 ☎22-0270 ☎22-3022
5月5日	医師会休日診療所 (内・小) 南須原医院 (内・外) ※秩父市立病院	熊木町 長瀬町 桜木町	☎23-8561 ☎66-2038 ☎23-0611
5月6日	医師会休日診療所 (内・小) あらいクリニック (内・小) 皆野病院	熊木町 本町 皆野町	☎23-8561 ☎25-2711 ☎62-6300

税務課・町民課窓口

●窓口業務延長日 午後7時まで時間延長
4月5日・19日(金)

●日曜開庁日 午前9時～午後5時
4月28日(日)

◆税務関係諸証明の交付 ◆納税 ◆住民票の交付
◆戸籍謄本・抄本の交付 ◆印鑑登録、印鑑証明書の交付
※住基ネットを利用した住民票の広域交付はできません。

- 医師会休日診療所の診療時間は午前10時から午後5時まで。
- 休日診療所以外の医療機関は午前9時から午後6時まで。ただし、※印の病院は午後6時以降、電話で確認の上、受診してください。
- 平日、休日の救急医療体制については秩父都市医師会ホームページでもご確認いただけます。
<http://chichibu-ishikai.jp/>
- 医療機関の都合で変更になることがあります。
秩父消防署北分署
☎62・7119でご確認ください。

